

EU-中国間の労働災害防止に関する対話の覚書 訳

欧州委員会雇用、社会問題及び機会均等総局及び中華人民共和国国家安全生産監督管理総局(以下「双方」という。)は、双方の連携を強化することを願望するとともに、友好的に検討して、労働安全衛生の政策対話及び協力を行うことを決定した。

### 目的

1 双方は、安全な作業環境と労働衛生管理の推進とともにディーセントワークの実現及び国際基準順守への寄与によって、作業条件を改善し、労働災害及び疾病を減少させるための共通の目的を共有する。

### 活動

2 対話は、労働安全衛生に係る共通の関心事、特に石炭鉱山部門の安全衛生も対象とする。

3 対話は、政策、法令、経験と好事例に係る情報交換及び政策評価を通じて、労働安全衛生に関する相互の理解を促進することを目指すものとする。

4 双方は、共通の関心事に関する調査研究を実施し、セミナー、会議または研修会を開催することを共同で決定することができる。

5 双方は、短期間の人的交流、視察、技術訪問、研修、プログラム交流を実施し、また、ネットワーク化を促進する。

### 作業プログラム

6 双方は、対話実施のための、2年を超える期間における作業プログラムを採択する。

### 年次会議及びセミナーの随時開催

7 双方は、政府高官による年次評価会議を開催することに合意する。これらの会議は、EUと中国において交互に開催する。さらに、双方の合意により本覚書の対象とする事項について必要に応じて臨時会議を開催することができる。

8 年次会議においては、EUと中国における労働安全衛生に関する主な動向と政策展開についての情報交換を行うことを想定する。

9 年次評価会議の機会に、双方はあらかじめ確認された共通の関心事についての経験と好事例について情報交換のための双方の政府職員及び専門家の参加によるセミナーを開催することを想定する。

10 双方は、年次会議開催及びセミナーの臨時開催について調整するとともに、共同で議長を指名する。

### 参加者

11 双方は、会議に先立って代表団の詳細な構成を通知するものとする。

12 双方は、対話に参加する公的または民間機関の関係者を招聘することに合意することができる。特に、双方は労働者と事業者の代表、政府代表、外部専門家、非政府機関及びその他市民社会の代表をそれぞれの適切な機構を通じて招聘することができる。

## 報告

13 双方は、欧州委員会－中国共同委員会に対話の枠組において展開された活動について報告する。

## 資金拠出

14 この覚書に基づいて行われる活動は、正当に認められた資金によるものとし、他に決められていなければ、それぞれの代表の参加費用は、それぞれが負担するものとする。特定の共同行事の費用は、双方の協議により定めるものとする。

## 位置付け等

15 この覚書の規定は、国際法のもとでの法的権利義務を伴うものではない。

2009年1月30日付けの英語及び中国語の原本に調印。英語版と中国語版の両方が有効。

欧州委員会雇用、社旗問題及び機会均等総局  
を代表し

雇用、社会問題及び機会均等相

Vladimir Špidla

中華人民共和国国家安全生産監督管理総局  
を代表し

中華人民共和国特命全権大使

宋 哲